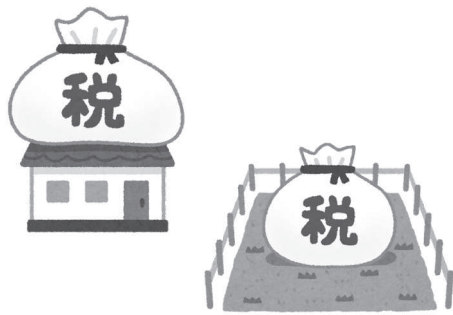


令和6年度は固定資産税の評価替えの年です



縦覧

納税者は、所有する土地や家屋の評価額と比較するため、縦覧帳簿に記載されているほかの土地や家屋の評価額を、縦覧期間に限り確認できます。

● **期間** 4月1日(月)～30日(火) (土・日曜日、祝日を除く)

● **時間** 午前9時～午後5時

● **会場** 市役所本館1階 市税課前
● **縦覧帳簿** 市内の土地や家屋の所在地・面積・価格などを記載

● **必要なもの** 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード など)
※所有者以外は、委任状が必要です。所有者が法人の場合は、法人名、法人印による委任状が必要です。

固定資産税は、固定資産の資産価値に応じて課税されます。評価替えは、3年ごとに土地と家屋の評価額を見直す制度で、3年間の価格変動に応じて適正な価格に見直します。

課税明細書は大切に

固定資産課税資産明細書は、納税通知書(4月上旬発送)に同じ込んで送ります。明細書には、土地や家屋の所在地・評価額・税相当額などの課税内容を記載しています。

令和6年分の所得税などの確定申告時に、事業経費の資料として使用できます。

土地・家屋の用途変更、または家屋を増築、取り壊した場合は連絡を

固定資産税は、毎年1月1日時点の土地や家屋の現況によって課税されます。次の場合は、税額の計算方法が変わりますので連絡してください。

◇土地・家屋の用途を変更したとき(賃貸駐車場への変更・店舗から住宅・住宅から事務

所・住宅の敷地の拡張 など)
◇家屋を増築または取り壊したとき(12月末までに法務局で登記手続きが完了した場合を除く)

問い合わせ先

市税課固定資産税担当

☎(580)1829

4月以降の新型コロナウイルス接種

4月1日から、新型コロナウイルスは予防接種法上、季節性インフルエンザと同様の「B類疾病の定期接種」として位置付けられ、制度が変わります。

定期接種の時期・対象者

● **接種期間** 秋冬に1回を予定

● **対象者** ①65歳以上の人②60歳から64歳で対象となる人(心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される人、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な人)

● **費用** 一部自己負担あり(金額未定)
※詳しくは、定期接種の開始前に

報大野城でお知らせします。

定期接種以外で接種を受ける場合「任意接種」として接種を受けることができます。費用は、全額自己負担となります。

※任意接種とは、「予防接種法に定められていないもの」や「定期接種の期間以外の時期に接種するもの」で、各自の希望で受ける予防接種のことです。重篤な健康被害(副反応)が起きた場合は、医薬品副作用被害救済制度による補償の対象となります。

問い合わせ先

健康課感染症対策担当

☎(501)2222